

令和5年第12回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年11月2日(木) 午後2時00分から午後3時00分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、近藤 辰夫、 奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、三宅 静喜
欠席委員	中村 茂、柴田 智弘、酒向 崇好
事務局	局長 渡辺 勝彦、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第54号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第55号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第56号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第57号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和5年第12回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、3番、中村茂委員、7番、柴田智弘委員から欠席届が提出されておりますので、12名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、8番、酒向崇好委員から欠席届が提出されておりますので、出席委員8名です。 これより令和5年第12回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、10番伊藤卓委員、11番竹谷益孝委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第54号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第54号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転3件です。

受付番号1番は、二野の方と大森の方との間における売買による所有権移転です。

二野地内において、譲受人は、自らが所有する農地の近隣にある申請地を取得して、経営規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、二野の方外1名と大森の方との間における売買による所有権移転です。

二野地内において、譲受人は、自らが所有する農地の近隣にある申請地を取得して、経営規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、関市の方と今渡の方との間における売買による所有権移転です。

広見地内において、譲受人は、自らが所有する農地の近隣にある申請地を取得して、経営規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議 長

只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、二野お願いします。

奥村(武)委員

農業委員9番の奥村から受付番号1番、2番の現地確認の報告をします。

受付番号1番、2番は隣接地となりますので、併せて報告します。

二野工業団地北にある農地で、近年は耕作されていませんでしたが、管理はされていた畑です。譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して、営農を継続されるため、問題ないと思います。

議 長

受付番号3番、広見お願いします。

奥村(保)委員

農業委員13番の奥村から受付番号3番の現地確認の報告をします。

受付番号3番は、広見田白地内の農地です。東側を分筆してこの後審議いただく、5条、受付番号17番の申請案件の残地農地となります。譲渡人は相続により取得しましたが、遠方に居住しており管理ができないため、譲受人が売買により取得し、営農を継続されるため、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員

【意見・質問なし】

議 長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第54号については、許可することにご異議ございませんか。

委 員

【異議なしの声多数】

議 長

異議ないものと認め、議案第54号は、許可することに決しました。

議 長

続きまして、日程第3、議案第55号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号 13 番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。

また、受付番号 15 番の案件が、農業委員 9 番の奥村武司委員が当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限により審議に加わることができません。したがって、受付番号 1 番から 12 番、14 番及び 16 番から 20 番について先に審議を行い、受付番号 15 番については、奥村委員の退席後に審議を行います。

また、受付番号 6 番、10 番、11 番の案件が、日程第 4、議案第 56 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番、2 番、3 番の案件とそれぞれ関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第 3、議案第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 15 件、使用貸借権の設定 1 件、贈与による所有権移転 1 件、交換による所有権移転 2 件の合計 19 件です。

日程第 4、議案第 56 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、事業計画変更に伴う売買による所有権移転 3 件です。

それでは、5 条について受付番号 15 番以外と事業計画変更について説明します。

5 条、受付番号 1 番は、美濃加茂市の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の庭、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 2 番は、下恵土の方と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して 3 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 3 番は、下恵土の方と土田の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、3 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

受付番号 4 番は、下恵土の方外 1 名と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地

転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、5区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法の開発協議が必要な案件で、申請済みです。

本案件は、開発基準協議が必要な案件であるため、農地転用許可日は、開発協定書の締結後となります。

受付番号5番は、下恵土の方と愛知県一宮市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、徳野南一丁目地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号6番は、御嵩町の法人と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更、受付番号1番と同時申請となります。

事業計画変更、受付番号1番は、御嵩町の法人と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり事業を進める予定でしたが、事業承継者からの強い要望があり、これに応じるため事業を譲渡することにしたとのことです。

5条、受付番号6番の案件との同時申請となります。

受付番号7番は、美濃加茂市の方と白川町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

令和4年2月25日付で農振除外されています。また、令和5年10月5日に農振除外の事業者変更届が提出されています。

受付番号8番は、土田の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、土田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、土田地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号10番は、名古屋市南区の法人と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、土田地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更、受付番号2番と同時申請となります。

事業計画変更、受付番号2番は、名古屋市南区の法人と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、土田地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は、申請地を資材置場として利用する予定でしたが、資材の減少により申請地を利用する見込みがなくなり、転用を行わず処分することとなったため、事業承継者が購入して2区画に宅地分譲することにしたとのことです。

5条、受付番号10番の案件との同時申請となります。

受付番号11番は、御嵩町の法人と東帷子の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、東帷子地内で、隣接地を一体利用して新聞小売業の駐車場を整備すると

のことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

事業計画変更、受付番号3番と同時申請となります。

事業計画変更、受付番号3番は、御嵩町の法人と東帷子の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、隣接地を一体利用して新聞小売業の駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり事業を進める予定でしたが、隣接地を所有する事業承継者から駐車場として利用したいと強い要望があり、これに応じることにしたとのことです。

5条、受付番号11番の案件との同時申請となります。

受付番号12番は、川崎市麻生区の方と西帷子の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、西帷子地内で、隣接地を一体利用して豆腐類製造業の駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリート擁壁及び石積みにより防ぐとのことです。

受付番号13番は、書類不備により審議先送りです。

受付番号14番は、矢戸の方と矢戸の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めらるるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、妻の所有地に使用貸借権を設定して、農家住宅を建築することです。

立地基準判定は、第1種農地となります。

日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置することです。

平成30年4月頃、農地転用の許可前に埋立てを行ったため、始末書が提出されています。

令和3年8月17日付で農振除外され、令和5年9月27日に農振除外の目的変更届が提出されています。

受付番号 15 番は、後の審議となります。

受付番号 16 番は、二野の方と大森の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、二野地内で、隣接地を一体利用して保育園園庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号 17 番は、関市の方と今渡の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、3 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

隣接農地は、3 条、受付番号 3 番の案件となります。

受付番号 18 番は、中恵土の方と中恵土の方が、交換による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の進入路敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する自宅の敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

昭和 42 年頃から、自宅への進入路として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 19 番は、中恵土の方と中恵土の方が、交換による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の車庫敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

平成 8 年頃から、宅地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 20 番は、笠松町の方と兼山の方外 1 名が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、兼山地内で、農業用施設として駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

江口委員

推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、蘇南中学校西にある農地で、西側に居住する譲受人が購入して一般個人住宅の駐車場と庭として利用されます。周囲にはコンクリートブロックを設置され近隣農地への被害防除もされますので、転用されても問題ないと思います。

議長

受付番号2番から4番、下恵土をお願いします。

江口委員

推進委員1番の江口が受付番号2番から4番の案件について報告します。

受付番号2番は、JAめぐみの下恵土支店の西にある住宅地域の一角にある農地で、隣接地を一体利用して3区画に宅地分譲されます。周囲は住宅地で、隣接所有者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

受付番号3番は、下恵土の大型スーパーの北東にある農地を3区画に宅地分譲する申請です。南側に側溝付の道路を作り、雨水は側溝への排水となり、周囲にはコンクリートブロックを設置され、土砂等の被害防除をされます。土地改良区の同意書もあり、上下水道とも整備された地域であり、転用されても、問題ないと思います。

受付番号4番は、可児駅西の新たに道路が整備された市道の東の農地で、不動産会社が購入され5区画に宅地分譲されます。開発協議が必要な案件で、関係各課との協議が進められており、土地改良区の同意書もあり、問題ないと思います。

議長

受付番号5番、徳野南をお願いします。

江口委員

推進委員1番の江口が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、徳野南区画整理地内の農地です。譲渡人は高齢となり管理ができなくなってきたため、譲受人が購入され共同住宅1棟を建築されます。区画整理事業により道路側溝、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号6番から10番及び事業計画変更受付番号1番、2番土田をお願いします。

奥田委員

農業委員4番の奥田が受付番号6番から10番と事業計画変更受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号6番及び事業計画変更受付番号1番は、同一地ですから併せて報告します。

土田井ノ鼻地内の農地で、当初計画者は建築条件付きで3区画に宅地分譲する計画でしたが、事業承継者からの強い要望があり承諾され、事業承継者が分譲住宅3棟を建築されます。周囲に農地は無く、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており転用されても、問題ないと思います。

受付番号7番は、土田井ノ鼻、市道50号線北側に隣接する農地を建築会社が購入して分譲住宅2棟を建築する申請です。西側に農地、田があるため、北側に側溝による水路を作り用水を確保されます。周囲はコンクリートブロックを積まれて、土砂等の流出防止をされます。土地改良管理組合の同意もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備

されており、転用されても問題ないと思います。

受付番号 8 番は、土田上町の土田保育園西の農地で、周囲は住宅地の一角に一般個人住宅を建築されます。周囲に農地はありませんし、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 9 番は、土田上町の農地です。開発により宅地化された奥の農地を追加開発して分譲住宅 3 棟を建築される申請です。周囲は、コンクリートブロックを設置して、土砂等の流出防止をされます。雨水は道路側溝を設けて既設の道路側溝へ接続して排水されます。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 10 番及び事業計画変更受付番号 2 番は、同一地ですから併せて報告します。

国道 41 号線の西側、フランス料理店へ行く市道に面した農地です。当初事業計画者は、資材置場として利用する計画でしたが、材料の減少により申請地を利用することがなくなり、処分することにされた様です。事業承継者は購入され、2 区画に宅地分譲されます。

周囲は宅地ですがコンクリートブロックを設置され、雨水は側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長
勝 野 委 員

受付番号 11 番及び事業計画変更受付番号 3 番、東帷子お願いします。

農業委員 5 番の勝野が受付番号 11 番及び事業計画変更受付番号 3 番の案件について報告します。同一地ですから併せて報告します。

西可児大橋のたもとにある区画整理事業が施工された農地です。当初事業計画者は、宅地分譲するため所有権移転登記まで完了しましたが、隣接地の新聞小売業者である事業承継者が駐車場として利用したいと、強い要望があり承諾されたとの事です。駐車場としての利用であり、雨水は自然浸透で処理されますので、問題ないと思います。

議 長
山本(寛) 委 員

受付番号 12 番、西帷子お願いします。

推進委員 3 番の山本が受付番号 12 番の案件について報告します。

受付番号 12 番は、西帷子の豆腐類製造会社に隣接する農地を、駐車場に転用する申請です。譲渡人は相続により取得しましたが、遠方に居住しており、管理できないため手放す事とし、譲受人は、従業員駐車場が不足しているため購入し、整備して利用されます。

周囲は、既設のコンクリート壁及び石積みが設置され、雨水は自然浸透で処理され、転用されても、問題ないと思います。

議 長
國 枝 委 員

受付番号 14 番、矢戸お願いします。

推進委員 4 番の國枝が受付番号 14 番の案件について報告します。

受付番号 14 番は、矢戸地内の農振農用地内の農地を除外して、農家住宅を建築する申請です。妻の所有地を使用貸借して夫が住宅を建築されます。平成 30 年 4 月頃、転用許可前に埋立てをしたため、始末書が提出されています。周囲は妻所有の農地が残り、コンクリート擁壁を設置されます。周囲の残地は、畑地転換の申請が提出され、畑として耕作されます。また、南側の農地の排水先として土彫りの排水路を確保されます。雨水は集水枡を設け農業用排水路へ排水されます。上水道、下水道は農業集落排水へ接続でき、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号 15 番は、後ほど審議いたします。

受付番号 16 番、二野お願いします。

奥村(武)委員	農業委員9番の奥村が受付番号16番の案件について報告します。 受付番号16番は、二野工業団地北にある、私立の保育園に隣接する農地と山林を購入して、保育園園庭として整備し、一体利用する計画です。隣接者への説明も済んでおり、転用されても、問題ないと思います。
議 長	受付番号17番、広見をお願いします。
奥村(保)委員	農業委員13番の奥村が受付番号17番の案件について報告します。 受付番号17番は、広見田白にある農地で、3条の受付番号3で審議いただいた東側になります。譲渡人は、相続により取得しましたが、遠方に居住しており高齢となり、耕作放棄状態の農地でした。今回、譲受人である不動産業者が購入され3棟の分譲住宅を建築されます。西側の農地は3条受付番号3番で不動産業者の関係者が取得され、他に周囲に農地はありませんので、転用されても、問題ないと思います。
議 長	受付番号18番、19番、中恵土をお願いします。
三宅委員	推進委員9番の三宅が受付番号18番、19番の案件について報告します。 受付番号18番は、中恵土上野にある農地で、譲受人の自宅に隣接する土地で、昭和42年頃から宅地、進入路として使用していたため、始末書が提出されています。周囲に農地は無く、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。 受付番号19番の案件と交換となります。 受付番号19番は、同じく中恵土上野にある農地で、譲受人の自宅に隣接する土地で、平成8年頃から宅地、車庫として使用していたため、始末書が提出されています。周囲に農地は無く、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。
議 長	受付番号20番、兼山をお願いします。
三宅委員	推進委員9番の三宅が受付番号20番の案件について報告します。 受付番号20番は、先月3条案件で、審議、許可した案件同様に、兄弟による贈与で、3条案件の耕作時駐車場として利用できるように整備するための申請です。周囲に農地は無く、転用されても、問題ないと思います。
議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
奥村(武)委員	受付番号9番の案件について、接道する道路幅員について、規定はありますか。
事務局	6m巾の道路を整備する計画です。3区画に分譲されるため、2m巾の接道が必要で、6m巾の道路が必要となります。
議 長	その他に、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【意見・質疑なし】
議 長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第55号受付番号1番から12番、14番及び16番から20番並びに議案第56号について、それぞれ原案のとおり、許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第55号受付番号1番から12番、14番及び16番から20番

並びに議案第 56 号は、原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議 長

続きまして、日程第 3、議案第 55 号受付番号 15 番を議題とします。
奥村武司委員の退席を求めます。

【奥村武司委員退席】

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第 3、議案第 55 号受付番号 15 番の案件について説明します。
受付番号 15 番は、二野の方外 1 名と二野の法人が売買による所有権移転で転用許可を
求めるものです。

転用事業者は、二野地内で、隣接地を一体利用して金型製造業の駐車場を整備するとの
ことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をも
って対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号 15 番、二野お願いします。

鈴木(好)委員

推進委員 6 番の鈴木が受付番号 15 番の案件について報告します。

受付番号 15 番は、二野工業団地に隣接する譲受人の工場駐車場に隣接する農地を従業員
駐車場に拡張整備する申請です。隣接者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロッ
クを設置され近隣農地への被害防除をされます。雨水は、既設の駐車場を通して、道路側
溝へ排水されますので、転用されても問題ないと思います。

申請地周辺には、まだまだ不耕作農地がありますが、譲受人は 3 条でも農地を取得する
など営農にも力を入れておられ、不耕作地の解消になる有効利用が進むのであれば、今後
の動向を見守りたいと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま
せんか。

委 員

【意見・質疑なし】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 55 号受付番号 15 番について、原案のとおり、許可相当として、市に進達するこ
とにご異議ございませんか。

委 員

【異議なしの声多数】

議 長

異議ないものと認め、議案第 55 号受付番号 15 番は、原案のとおり許可相当として、市
に進達することに決しました。

それでは、奥村武司委員の議事参加を認めます。

【奥村武司委員 着席】

議 長	<p>続きまして、日程第 5、議案第 57 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>日程第 5、議案第 57 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。</p> <p>今月の申請は、4 件です。</p> <p>受付番号 1 番は、塩河の方が所有する塩河地内の畑です。</p> <p>該当農地は、昭和 45 年頃に耕作を放棄しはじめ、昭和 48 年頃に竹が育成するようになり、現在に至るとのことです。</p> <p>受付番号 2 番は、名古屋市千種区の方が所有する二野地内の畑です。</p> <p>当該農地は、現所有者が相続により取得した平成 12 年以前より耕作しておらず、竹や樹木が育成し、竹林化または山林化し、現在に至るとのことです。</p> <p>受付番号 3 番は、二野の方が所有する二野地内の畑です。</p> <p>当該農地は、現所有者が相続により取得した平成 24 年以前より耕作しておらず、竹が育成し竹林化しており、現在に至るとのことです。</p> <p>受付番号 4 番は、二野の方が所有する二野地内の畑です。</p> <p>当該農地は、現所有者が相続により取得した平成 4 年以前より耕作しておらず、竹が育成し竹林化しており、現在に至るとのことです。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。</p>
國 枝 委 員	<p>受付番号 1 番、塩河をお願いします。</p> <p>推進委員 4 番の國枝が受付番号 1 番の案件について報告をします。</p> <p>受付番号 1 番は、塩河西川地区にあるお寺の裏山にある農地です。昭和 45 年頃までは耕作されていましたが、昭和 48 年頃から竹林化し、現在に至るとのことで、非農地として問題ないと思います。</p>
議 長 奥村(武)委員	<p>受付番号 2 番から 4 番、二野をお願いします。</p> <p>農業委員 9 番の奥村が受付番号 2 番から 4 番の案件について報告をします。</p> <p>受付番号 2 番は、二野工業団地北にある農地です。相続により取得されましたが、事務局からの説明のとおり、取得時以前から耕作されておらず竹林、山林化して現在に至っており、非農地として問題ないと思います。</p> <p>受付番号 3 番も、二野工業団地北西にある農地です。相続により取得されましたが、事務局からの説明のとおり、取得時以前から耕作されず竹林化して現在に至っており、非農地として問題ないと思います。</p> <p>受付番号 4 番も、二野工業団地北にある農地で、受付番号 3 番と隣接しています。相続により取得されましたが、事務局からの説明のとおり、取得時以前から耕作されず竹林化して現在に至っており、非農地として問題ないと思います。</p>
議 長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>【意見・質疑なし】</p>
議 長	<p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p>

委員 議長 議長 事務局 議長

議案第 57 号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第 57 号は原案のとおり、承認することに決しました。

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の 10 月指導分について報告します。
別添資料 1 をご覧ください。(件数 14 件)
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 10 月届出分です。
届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の 10 月届出分です。
届出はありませんでした。

4. 10 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。
4 件の届出がありました。
田 11 筆 7,860.00 m² 畑 11 筆 5,198.00 m² 合計 22 筆 13,058.00 m²

5. 今後の日程について説明します。
次回の現地確認は 11 月 27 日の月曜日を予定しています。
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。
また、令和 5 年第 13 回農業委員会総会は、令和 5 年 12 月 1 日金曜日に午後 3 時 30 分から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

これをもちまして、令和 5 年第 12 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。